

県南広域振興局長告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年4月1日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

- 1 路線名 東和花巻温泉線
- 2 供用開始の区間 花巻市矢沢第9地割548番1地先から第4地割75番6地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 令和4年4月1日から同年5月2日まで